

第3章 市民活動の推進に関する基本理念

藤沢市市民活動推進条例に定める市民活動の推進に関する基本理念及び藤沢市新総合計画における基本理念に基づいて、本市における市民活動を推進していきます。

第1節 本市における市民活動の推進に関する基本理念

藤沢市市民活動推進条例第3条において、市民活動の推進に関する基本理念を次のように定めています。

(藤沢市市民活動推進条例 第3条)

市民活動が豊かな地域社会の形成に果たす役割を認識し、その自主性及び自発性の尊重を基本として、市、市民活動を行うもの及び事業者は、相互に尊重しつつ、対等の関係で、協力して市民活動の推進に努めるものとする。

第2節 藤沢市新総合計画における基本理念

2011年(平成23年)から始まる藤沢市新総合計画基本構想において、将来像を実現していくための基本理念を次のように定め、そのうち基本理念2及び2-2として「市民・企業等と行政によるパートナーシップ(新しい公共づくり)」を定めています。

(藤沢市新総合計画基本構想における基本理念)

【基本理念2】市民と創る「自律するまち」の行政システムを構築します

理念2-2 市民・企業等と行政によるパートナーシップ(新しい公共づくり)

市民・市民ボランティア・NPO・大学・企業等の知恵と力を集め、民間と行政とのパートナーシップを強化し、それぞれが持つ資源やノウハウを活用して多様な主体との公民連携による新しい公共を形づくりします。

【藤沢市新総合計画・基本構想の全体像（抜粋）】

基本構想の全体像

「私たちの政府」宣言

- 「生活者の実感」で進める「藤沢づくり」をします。
- 「市民力」「地域力」「行政力」を発揮する「藤沢づくり」をします。
- 「私たちの政府」による自律と協働の「藤沢づくり」をします。

将来像 （20年後までの自律と協働の姿）

「私たちの政府」が創る、いまでも未来も住み続けたいまち「湘南ふじさわ」

将来像を実現していくための3つの基本理念

地域経営による
永続的な市民主体の
「藤沢づくり」を実現します

市民と創る「自律するまち」の
行政システムを構築します

協働して
広域連携を展開します